

下水道事業受益者負担金減免申請書

PAGE:

整理番号	区域No.	小番号

様

年 月 日

つくば市長宛

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電 話 _____

受益者負担金の減免を受けたいので、研究学園都市計画つくば市下水道事業受益者負担金条例施行規程第11条に基づき、次のとおり申請します。
減免を受けようとする土地の内容及び事由

市 ・ 大字 / 小字	地 番	付番	現況地目	地積(m ²)	事由 コード	減免率	摘 要

(注) 1.住所・氏名・電話番号のご記入を忘れないようにしてください。

減免基準

関係条項	減 免 対 象 と な る 土 地	減 免 率
条 例 第 10 条 (以下同じ) 第 1 項	(1) 道路、水路、河川、公園及び広場の敷地で公共の用に供されている土地	100%
	(2) 消防施設	100%
	(3) 墓地	100%
	(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する生活保護を受けている者が現に所有し、かつ、居住する建築物の敷地	100%
	(5) 軌道敷及び駅前広場(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供しているものに限る。)	施設により 25~100%
第 2 項	(1) 国又は地方公共団体が学校、図書館、公民館、体育施設その他これらに類する施設及び社会福祉施設の用に供する土地	75%
	(2) 国又は地方公共団体が庁舎の用に供する土地	50%
	(3) 国又は地方公共団体が病院、公営企業又は公務員宿舍の用に供する土地	25%
第 3 項	(1) 区会、自治会その他の地縁による団体が所有又は使用する集会施設で、当該構成員である住民が使用するもの	75%
	(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条の社会福祉法人が行う社会福祉事業の用に供する土地(当該法人の役員又は職員の居住の用に供する敷地を除く。)	75%
	(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校(国又は地方公共団体が設置するものを除く。)	75%
	(4) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条の境内地	50%
	(5) 駅舎及びプラットホーム(鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供しているものに限る。)	25%
第 4 項	事業のため、下水道本管、取付管その他の排水施設及びポンプ施設を提供した受益者に係る負担金	提供された物件の工事費相当額

この申告について不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。
 つくば市 上下水道局 上下水道業務課 電話 029-883-1111(代)